

会計年度任用職員(読書活動支援者)の名簿登録者募集要項

令和8年4月1日以降に任用する会計年度任用職員の名簿登録者を次のとおり募集します。繁忙期や欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。
なお、任用する場合は、担当者からご連絡します。

※名簿登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるものではありません。なお、この登録は令和9年3月31日まで有効です。

1 募集職種

読書活動支援者

2 主な勤務内容

- (1) 児童、生徒の学習活動にかかわる支援
 - ア 学校図書館における、教科及び総合的な学習の時間等の調べ学習の支援
 - イ 学校図書館及び各教室での読み聞かせ、ブックトーク等
- (2) 学校図書館の学習環境整備にかかわる支援
 - ア 本との出会いづくりを豊かにするための魅力ある学校図書館運営
 - イ 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館の図書の収集、保存、整理にかかわる支援
 - ア 図書購入等に際しての登録、分類、装備、配架等
 - イ 図書修理、廃棄等
 - ウ 図書のコンピュータ管理に関わるデータベース化作業
- (4) 地域や公立図書館等との連携にかかわる支援
 - ア 地域の図書ボランティアとの連携
 - イ 団体貸出をはじめとする、公立図書館等の公共施設との連携

3 必要な資格

司書又は司書教諭の資格

※地方公務員法第16条の各項(欠格条項)のいずれかに該当する人は登録することができません。

地方公務員法 第16条

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経

過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

任用期間	令和9年3月31日まで(最長) ※夏季休業期間中は任用期間に含まれません。 ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月・火・水・木・金曜日 ※学校の長期休業中(冬季・春季)は、勤務日としません。 ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務日以外の日に勤務を命ずることがあります。
勤務時間	小学校勤務の場合:次の①～④のいずれか指定する時間 ①午前8時30分から午後3時15分まで(内 休憩時間 45分) ②午前8時45分から午後3時30分まで(内 休憩時間 45分) ③午前9時30分から午後4時15分まで(内 休憩時間 45分) ④午前9時45分から午後4時30分まで(内 休憩時間 45分) 中学校勤務の場合:次の①～③のいずれか指定する時間 ①午前10時30分から午後3時00分まで(内 休憩時間 30分) ②午前11時15分から午後3時45分まで(内 休憩時間 30分) ③午後 0時00分から午後4時30分まで(内 休憩時間 30分) ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市立小・中学校 (小学校勤務の場合は1校、中学校勤務の場合は2校兼務)
給与	小学校勤務の場合:日額9,568円(地域報酬含む) 中学校勤務の場合:日額 6,378 円(地域報酬含む) (再度の任用時には、当該職としての経験に応じて、一定の範囲で加算される場合があります。)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤に要する費用(1か月上限55,000円)、期末勤勉手当(6月期、12月期)等が支給されます。

休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	共済短期・厚生年金・雇用保険・労災保険
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、吹田市教育委員会の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

- ※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。
- ※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。
- ※5 任用や給与の額は、吹田市議会令和8年2月定例会において、本市当初予算が承認された時点で確定します。
- ※6 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

5 登録手続

あらかじめ下記の連絡先まで御連絡のうえ、所定の用紙「登録票」に写真を貼付し、必要事項を記入し、「誓約書」、司書又は司書教諭の資格を有することを証明する書類の写しを添えて、下記の送付先に持参又は郵送してください。

(送付先)

〒564-0027 吹田市朝日町3番415号

吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室 宛

(※封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票 在中」と記入してください。)

(お問合せ先)

学校教育部 学校教育室 【教育振興・教育課程担当(学び支援グループ)】

電話番号 06-6155-8192